ＩＤ（　　）

②2023　様式１（保護者記入用）⇒Ａ４、２枚を在籍校園所へ提出

記入日：令和　　年　　月　　日

明石市教育支援委員会（就学相談）内容

１．本人・保護者名等

本人	ふりがな 名　　前		男・女	平成　　年　　月　　日生 才
	現　住　所		優先順 ／ 電話連絡先 ／ 【 続柄 】 1（　　）　－　【　　】 2（　　）　－　【　　】 3（　　）　－　【　　】	
	在籍校園所	保育所（園） 幼稚園 学　校　　年 （特別支援学級 種別 ＿＿＿＿）・（通常学級）		
保護者名				
在籍校区の学校名 ※年長児のみ記入		小学校		
転居の予定		（　有　・　無　）　※「有」の場合（＿＿＿＿年＿＿月頃、転居予定）		

２．希望進路と理由

希望進路 ①②のすべての項目について○印をご記入下さい。	①特別支援学級への入級を 希望する（種別　　）　検討中である　　希望しない
	①　特別支援学校への入学を 希望する（種別　　）　検討中である　　希望しない
（上記の進路を希望される理由）	

３．相談内容（保護者としてお困りのこと、悩んでいること、相談したいこと等）

ＩＤ（　　）

４．家庭環境（本人以外について記入）

名　　前	生　年　月　日	続柄	学校園名・学年　／本人との関係での特記事項
	年　　月　　日生		
	年　　月　　日生		
	年　　月　　日生		
	年　　月　　日生		
	年　　月　　日生		

５．心理・身体検査等（それぞれの検査において受診が複数回ある場合は最新の結果を記入）

	結果の有無（　有　・　無　）※「有」の場合はもれのないように記入してください。			
心理検査他	検　査　名	実施日 （実施時の年齢）	実施機関	結　　果
	新版Ｋ式	年　　月　　日 （　　歳　　カ月）		全領域　（　　） 姿勢・運動　（　　） 認知・適応　（　　） 言語・社会　（　　）
	WISC-（　）	年　　月　　日 （　　歳　　カ月）		全検査 IQ（　　） 言語理解（VCI）（　　） 知覚推理（PRI）（　　） ﾜｰｷﾝｸﾞﾒﾓﾘｰ（WMI）（　　） 処理速度（PSI）（　　）
		年　　月　　日 （　　歳　　カ月）		

身体測定	令和　　年　　月　　日実施			結核の有無		心臓の疾病	
	身長	．　ｃｍ		体重	．　ｋｇ	口腔の疾病	
	視力	右（　　）	左（　　）	眼　疾		尿	
	聴力	右	左	耳　疾		その他	

６．医療機関・相談機関での所見

【診察・相談（乳幼児健康診査等）の結果や指導を受けた内容などを記入】

結果の有無（　有　・　無　）※「有」の場合はもれのないように記入してください。		
年　月　日	機　関　名	結果及び所見
年　　月　　日		

７．療育手帳・身体障害者手帳の有無（お持ちの方はその等級などを記入）

療育手帳（　有　・　無　）	身体障害者手帳（　有　・　無　）
Ａ　・　Ｂ１　・　Ｂ２ 交付日（　　年　　月　　日　）	（　　）級 交付日（　　年　　月　　日　）

８．サポートノート（市発達支援課作成）の有無　（　有　・　無　）

※医療機関等からの意見書や診療情報提供書、療育手帳等がありましたら、その写しも添付してください。

・記入例を参考にしていただき、もれなくご記入下さい。
・いただいた意見書や診療情報提供書はコピー後、校区の学校に送付します。原本は教育委員会で厳重に管理保管し、保管期日を経過した時点で破棄します。

【記入例】　　ＩＤ（　　※教育委員会で記入　　）

②－2　2023　様式１（保護者記入用）⇒Ａ４、２枚を在籍校園所へ提出

記入日：令和　５年　７月　１日

明石市教育支援委員会（就学相談）内容

１．本人・保護者名等

本人	ふりがな 名　前	あかし　はなこ 明石　花子	男 女	平成 ２６年　１１月　１０日生 ５才
	現住所	明石市中崎1丁目＊＊番地	優先順 ／ 電話連絡先 ／ 【続柄】 1（０９０）＊＊＊ － ＊＊＊＊ 【母】 2（０７８）＊＊＊ － ＊＊＊＊ 【自宅】 3（　　）　－　【　　】	
	在籍校園所	あかしおおはし 保育所 ~~（園）~~ 幼稚園 学　校　　年 （特別支援学級 種別 ＿＿＿＿）・（通常学級）		
保護者名		明石　太郎		
在籍校区の学校名 ※年長児のみ記入		明石市立 大橋 小学校		
転居の予定		（有・無）　※「有」の場合（＿＿＿＿年＿＿月頃、転居予定）		

２．希望進路と理由

希望進路 ①②のすべての項目について○印をご記入下さい。	① 特別支援学級への入級を希望する（種別　自情　）	検討中である	希望しない
	② 特別支援学校への入学を希望する（種別　　）	検討中である	希望しない

（上記の進路を希望される理由）

通常学級において友達と協力しながら頑張ってほしいと思うが、コミュニケーション面で仲良くやっていけるか不安なので、特別支援学級への入級も検討しているため。

３．相談内容（保護者としてお困りのこと、悩んでいること、相談したいこと等）

知的には大きな遅れはないと思うが、思い通りにならないとかんしゃくを起こして友達をたたくことがある。子どもの特性を踏まえて、学校ではどのような支援をしていただけるかについて相談したい。

【記入例】　　ＩＤ（　　※教育委員会で記入　　）

４.家庭環境（本人以外について記入）

名　　前	生　年　月　日	続柄	学校園名・学年　／本人との関係での特記事項
明石　太郎	平成 ＊年＊月＊日生	父	
明石　海子	平成 ＊年＊月＊日生	母	
	年　　月　　日生		
	年　　月　　日生		
	年　　月　　日生		

５.心理・身体検査等（それぞれの検査において受診が複数回ある場合は最新の結果を記入）

	結果の有無（ 有 ・ 無 ） ※「有」の場合はもれのないように記入してください。			
	検　査　名	実施日 （実施時の年齢）	実施機関	結　　果
心理検査他	新版Ｋ式	令和＊年＊月＊日 （ ６歳　７カ月）	○○家庭センター	全領域　（　７０　） 姿勢・運動　（　　） 認知・適応　（　７６　） 言語・社会　（　６４　）
	WISC-（Ⅳ　）	令和＊年＊月＊ （ ５歳　３カ月）	県立○○病院	全検査 IQ（　６８　） 言語理解（VCI）（　６２　） 知覚推理（PRI）（　５５　） ﾜｰｷﾝｸﾞﾒﾓﾘｰ（WMI）（　６５　） 処理速度（PSI）（　９０　）
		年　月　日 （　歳　カ月）		

身体測定	平成＊年＊月＊日 実施			結核の有無	無	心臓の疾病	無
	身長	１００．　ｃｍ		体重	１５．０ｋｇ	口腔の疾病	無
	視力	右（ Ａ ）	左（ Ａ ）	眼　疾	異常なし	尿	異常なし
	聴力	右　異常なし	左　異常なし	耳　疾	異常なし	その他	特になし

６.医療機関・相談機関での所見

【診察・相談（乳幼児健康診査等）の結果や指導を受けた内容などを記入】

結果の有無（ 有 ・ 無 ）※「有」の場合はもれのないように記入してください。		
年　月　日	機　関　名	結果及び所見
令和＊年 令和＊年＊月＊日	明石こども健康センター 県立○○病院	3歳時健診で言葉の遅れがあると指摘された。 自閉症スペクトラム障害 ※結果及び所見は別添診療情報提供書どおり

７.療育手帳・身体障害者手帳の有無（お持ちの方はその等級などを記入）

療育手帳（ 有 ・ 無 ）	身体障害者手帳（ 有 ・ 無 ）
Ａ　・　Ｂ１　・　Ｂ２ 交付日（令和＊年＊月＊日 ）	（　　）級 交付日（　　年　　月　　日）

８.サポートノート（市発達支援課作成）の有無（ 有 ・ 無 ）

※医療機関等からの意見書や診療情報提供書、療育手帳等がありましたら、その写しも添付してください。

・記入例を参考にしていただき、もれなくご記入下さい。
・いただいた意見書や診療情報提供書はコピー後、校区の学校に送付します。原本は教育委員会で厳重に管理保管し、保管期日を経過した時点で破棄します。

明石市教育委員会では、心身等の発達の遅れ、何らかの障害があるための特別な教育的ニーズを必要とするお子さまの現時点でのよりよい就学先についての相談を行います。

（就学相談本申込に係る相談対象者）

・特別支援学級や特別支援学校への就学についてお考えの方、もしくは迷われている方

● 申込先　在籍する校園（所）

まずは、在籍する校園（所）とよく相談してください。そして、趣旨を十分に理解していただいた上で、お申し込みください。

● 相談先　明石市教育委員会

心身等に何らかの障害があり、特別な教育的ニーズのある幼児・児童・生徒が、安心して生活や学習ができる適切な学びの場が得られるよう、発達やことばの遅れ、身体の不自由、聴覚や視覚の心配等について相談に対応し、その子の現在のみならず、将来にとってより適切な場を専門的な立場から判断し、保護者に支援・助言をしていきます。

連絡先（０７８）９１８―５０５５

※通常学級への就学のみを希望しているが、学校側と入学前に子どもの様子を引き継ぎたいと言われる場合は、明石市版の「サポートノートかけはし」を活用し、引継ぎを行ってください。なお、その際も在籍校園所を通じて教育委員会にお申し込みください。

☆教育委員会への申込締切　８月２１日（月）

● 就学相談本申込の流れについて

１：申し込み（6～7 月）　在籍する校園（所）に申し込み

２：書類の作成（6～8 月）　保護者及び在籍校園（所）が作成してまとめて提出

☆教育委員会への申込締切は８月２１日（月）

３：訪問観察　特別支援学級担任等の専門部員が在籍校園（所）を訪問し、お子さまの様子を観察します。

４：第一次判定会（9 月中旬）　教育支援委員会による書類審査

５：就学相談会　第一次判定結果より、必要に応じて教育相談等を行います。

（2023 年度は 10/4、10/5、10/11、10/16、10/18 の５日間のうち、いずれか１日の午後）

就学相談会の内容

１：市教委からの説明と質疑応答
就学相談の流れ、特別支援教育の現状等について説明

２：教育相談
教育関係者、行政関係者が保護者の相談を受けます。

６：第二次判定会（10 月中）　教育支援委員会にて就学先を総合的に判断します。

７：結果通知（11 月初旬）　進学先学校長より、保護者の皆様へ判定結果をお知らせします。その後、保護者、学校長等と就学に向けての相談をします。

☆特別支援学校入学については１１月中に決定

８：就学先決定（～12 月初旬）　判定と相談内容をもとに、就学先を決定します。

☆特別支援学級入級・退級等については１２月４日までに決定する。

⑤みんなで笑顔に

２０２３年度

教育支援について

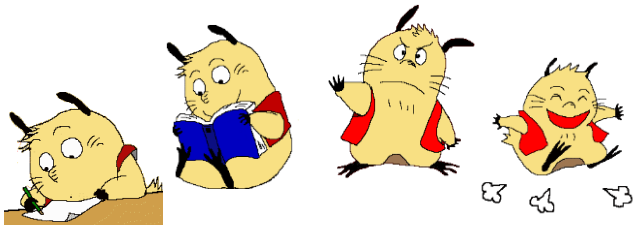

明石市教育委員会

お子さまにとって、よりよい成長のための、適切な学びの場を選択しましょう！

● 特別支援学校

一人一人の障害の状態や個別のニーズを考慮し、長期的な視点に立って支援を行います。また、学習環境や内容が整備され、専門の教職員が支援・指導する学校です。地域の子どもとの交流も積極的に行えるよう計画しています。重い障害のある子どもにとって、もっとも適した学びの場であると言えます。

【定　員】単一障害：１学級６人　重複障害：１学級３人
【施　設】障害の種別に応じて、適切な教育環境を整備。

明石市立明石養護学校　　【種別：肢体不自由】
【小・中学部】(2023 年度予定)
・学校見学　（随時）
・体験入学、１月下旬頃
（希望の方には学校見学時に詳細連絡）

県立いなみ野特別支援学校　【種別：知的障害】
【小・中学部】(2023 年度予定)
・６月７日（水）～９日（金）オープンスクール
（9 時 40 分～11 時 45 分）事前申込制
当日、就学教育相談は実施しない。
・7 月 27 日、28 日　入学希望者教育相談
（次年度、中学部への入学希望者：小学６年生）
・6 月 12 日、14 日、8 月 3 日、4 日　就学教育相談
（次年度、小学部への入学希望者：５歳児）
・11 月 6 日、7 日　オープンスクール
※時間や内容は 6 月と同じ
☆明石市の就学相談の判定結果を受け、11 月中に入学者決定を行う。

＊教育の特色や教育環境は学校によって異なります。見学会への参加や支援学校が実施する教育相談を受ける等、直接、学校に出かけて見学することが有効です。
＊特別支援学校への入学に際しては特別支援学校の教育相談を受けることが必須です

● 小中学校　特別支援学級

子どもの持つ可能性を最大限に伸ばし、可能な限り自立していけるようにするため、子どもの特性に応じた自立活動や教科学習等の指導を実施していきます。障害の程度が軽度で、学習や生活等に個別の支援が必要な子どもに適した学びの場です。特別支援学級で全授業時間数の半分以上は子どもの特性に応じた学習をすることが原則です。※まなびプランを一人一人に作成して指導を行っていきます。

【定　員】１学級８人
【施　設】１階にスロープ設置。
【種　別】知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、難聴（明石小）
※学校によって設置される学級の種別、エレベーター等の施設設備の状況が違います。
【その他】・より支援が必要だと思われる学級に対しては、介助員が配置されます。
・交流、校外行事への参加等、子どもの障害の程度と各学校の教育環境の状況によって内容や方法は違ってきます。
・二次調理（※）は原則給食室では行いません。就学予定校とよく相談し、教育内容や可能な支援を確認してください。
※二次調理…出来上がった給食に調理器具でさらに手を加え、細かく刻んだり、柔らかくしたりすること。

特別支援学校や特別支援学級に入学や入級を希望される場合、医療機関の診断や療育手帳所有の有無、検査結果などの客観的な判断材料があることが望ましいです。客観的な判断材料を元に子どもの支援を考えていくことが今後の適切な教育的支援につながることをご理解ください。

● 小中学校　通常学級

通常の教育課程に基づいた学習を、集団で行っていきます。集団生活や通常の学習内容におおむね適応できる子どもに適した学びの場です。

LD や ADHD、ASD 等の特性があり、学習や学校生活に困っている子どもに対して週に数時間程度、特別支援教育指導員による学習支援を実施するなどの配慮を行っています。

【定　員】１学級４０人（小学校１年生は原則３０人）
【その他】・各学校に１～３名の特別支援教育指導員が配置されています。
・困っている子どもに対しては、通級指導(※)、専門家による巡回指導、明石養護学校による教育相談等のサポート体制を整えています。在籍校・学校教育課と相談してください。

◆※通級指導について

通常学級に在籍し、障害の状態が軽い児童生徒に対して、個別指導を中心とした自立活動を行います。(学習の補充ではありません。) 障害の状況に応じ、週のうち数時間程度を通級指導教室で、個々の課題に合わせて学習します。まなびプランを作成して指導を行っていきます。

【種　　別】自閉症、LD・ADHD、言語障害等
（言語）　明石小
（LD、ADHD）林小　錦浦小　谷八木小　藤江小　朝霧小
二見北小　中崎小　望海中　江井島中
二見中　衣川中　大久保北中
（自閉症）　大久保小

【指導形態】自校通級、他校通級、巡回指導
※まなびプラン・・・関係機関と連携をするための「個別の教育支援計画」と指導の手立て等の詳細を記載した「個別の指導計画」の総称

⑥　2023年度　就学相談への本申込をされる保護者の方々へ

就学にあたっては、子ども達一人ひとりが充実した学校生活を送るために、その子にとって、現時点で最も適切な学びの場はどこかを考える必要があります。

明石市教育委員会では、心身等の発達の遅れ、何らかの障害があるための特別な教育的ニーズを必要とするお子さまのよりよい就学先についての相談を行います。

お子さまのよりよい就学先決定のため、以下の点に留意いただきご協力をよろしくお願いいたします。

1　相談対象者について
　特別支援学級や特別支援学校への就学についてお考えの方、もしくは迷われている方

2　記入例を参照していただき、申込書式（様式1：A4　2枚）をもれなく記入をしてください。
　特別支援学校や特別支援学級への入学・入級を希望される場合、医療機関の診断や発達検査結果、療育手帳などの客観的な判断材料がある方が望ましいです。客観的な判断材料を元に子どもの支援を考えていくことが、今後のより適切な教育的支援につながっていきます。

3　様式1や、療育手帳・診療情報提供書等の写し（所持されている場合）を在籍学校園所に提出してください。在籍学校園所より市教育委員会へ申し込みます。

4　9月中旬に第一次判定会を行います。【保護者からの情報や在籍学校園所からの情報、専門員が観察をした結果等を踏まえ、10月からの就学相談会に来ていただくか、第二次判定会（書類審査）かを決定する判定会】原則、保護者と在籍学校園所、進学先校の3者の見解が一致している場合や客観的な資料が十分にある場合等は第二次判定会（書類審査）で判定をさせていただきます。

5　就学相談会は10月4日（水）、5日（金）、11日（水）、16日（月）、10月18日（水）の5日間で開催します。内容は教育委員会からの説明・質疑応答と教育関係者・行政関係者による教育相談です。第一次判定会の結果については、9月19日（火）以降に在籍学校園所に送付します。第一次判定の結果、相談会に来ていただいた方がよいと判断した場合は、上記5日間の内1日を設定させていただきますので、ご予定をお願いいたします。指定された日程では都合が悪い場合は、対応可能です。（各相談日13：30分より明石市立勤労福祉会館２Ｆで実施します。開始時間は混雑を避けるため、一人ひとり設定させていただきます。就学相談にかかる時間は、一人ひとり違いますがおおよそ1時間程度を予定しておいてください。）

6　就学相談の判定結果は、11月初旬までに校区の学校および在籍学校園所に送付します。判定結果通知は校区の学校長より行いますので、連絡をお待ちください。判定結果を元に、お子様の就学先について学校長とご相談ください。

7　特別支援学校入学については11月中、特別支援学級入級・退級については12月4日までに決定してください。入学届や入級届等を記入していただく事になりますので、よろしくお願いいたします。

☆☆☆就学相談に関するお問い合わせ☆☆☆
明石市教育委員会事務局　学校教育課　特別支援教育係まで　　TEL　９１８－５０５５

就学相談　本申込に係る流れ

	保護者	在籍学校園所	明石市教育支援委員会 及び進学先校
	・就学相談について在籍学校園所より説明を受け、在籍学校園所と相談の上、就学相談の本申込をするかどうかについて検討をする。	・リーフレット等を活用しながら就学相談の趣旨を保護者に十分に説明し、保護者と相談を繰り返しながら、就学相談の本申込をする子どもを決定する。	・保護者・在籍学校園所より相談があれば随時相談に乗る。
	就学相談を受けられる場合は、様式１（保護者記入用）、様式２（在籍学校園所記入用）の作成へ		
６　月 ↓ ７　月 ↓ ８　月	様式１（保護者記入用）を作成 ※在籍学校園所に様式１と必要書類（療育手帳や診療情報提供書の写し等）があれば提出する。 ※進学先の学校を訪問し、学校長等との面談や授業参観等を随時行う。学校を訪問する場合は在籍園所を通じて学校に申し込む。	様式２（在籍学校園所記入用）を作成 様式１、様式２等がそろった時点で随時市教委へ送付し、申し込みをする。 特別支援教育係担当親展で送付 **最終締め切り：８月21日(月)** ※申し込み後も継続して、保護者や進学先校との情報交換等を丁寧に行う。	様式１，様式２等を受理し、内容を確認の上、校区の学校長に情報提供を行う。 様式１、様式２等を受け取った進学先の学校においては、在籍学校園所・保護者と情報交換及び訪問観察等を行う。様式３を作成し市教委へ送付する。
９　月	９月19日：第一次判定会の結果について在籍学校園所を通じて保護者に通知。 ①就学相談会に来ていただく場合 ②第二次判定会（書類審査）の場合 どちらかについて通知 ※①の場合は就学相談会の日時を指定させていただきます。		９月11日：教育支援委員会による第一次判定会
１０月 １１月	相談会への出席が求められた場合は、5日間の内で1日、指定された日時で受ける。 ・11月初旬までに在籍学校園所、校区の学校、在籍学校園所に判定結果を送付します。 ・判定結果は校区の学校長より通知します。判定結果を踏まえてお子さまの適切な就学先について学校長と相談してください。 ※特別支援学校に入学を希望される場合は、11月中に入学届を記入		就学相談会 （勤労福祉会館にて） 10月 4日（水）１３：３０～ 10月 5日（木）１３：３０～ 10月11日（水）１３：３０～ 10月16日（月）１３：３０～ 10月18日（水）１３：３０～ 教育支援委員会による第二次判定会
１２月	※特別支援学級への入級、特別支援学級からの退級の場合は届けを１２月４日までに記入		
１　月	１月下旬、市の学事係より入学通知が送付される。		
２　月			
３　月			

※就学相談会に来られる場合は、参加者の健康観察を念入りに行ったうえでお越しください。状況により中止にする場合があります。

明石市教育委員会事務局
学校教育課特別支援教育係

⑦就学の基準【特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の対象となる障害の種類と程度】

	特別支援学校（5 種別）【C】	特別支援学級（7 種別）【B】	通常学級（通級指導教室対象）【A】
視覚障害	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又 は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、 図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、 図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話声を 解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的 観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱・身体虚弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	
言語障害		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達 の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、 一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害		二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが、聞 く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
ＡＤＨＤ			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

○　特別支援学校の対象となる障害の種類と程度は（学校教育法施行令第２２条の３）に定められています。

○　特別支援学級及び通級による指導（いわゆる通級指導教室）の対象者の障害の種類と程度については、（平成２５年１０月４日付け２５文科初第７５６号）「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」に定められています。

①2023年度（全年長児、対象児童生徒配布用）

すべての子どもが生き生きと輝くために
早期から支え、つなぐ明石の特別支援教育

明石市教育委員会事務局
学校教育課特別支援教育係

＜未来にはばたく子どもたちのために＞

明石市内の各学校では、様々な支援が必要な子どもたちに対して、一人ひとりのつまずきの原因や学びの特徴を理解し、一人ひとりの自立に向けて子どもたちの可能性をより一層伸ばすことを願って、「早期から支え、つなぐ」特別支援教育の充実に努めています。未来にはばたくお子さまが、安心安全な環境の中で、豊かな学校生活を送ることができるように、学校、家庭、地域の連携を図りつつ、より効果的な支援をめざしていきます。

言葉の遅れ、身体の発達の遅れ、読み書きが苦手、忘れ物、片付けや整理整頓が苦手、友だちとのトラブルが多い……、気になることがあれば、在籍している学校園所や身近な相談窓口に気軽に相談してみましょう。早期から相談することで、子どもたちは自尊感情を下げることなく、生き生きと学校生活が送れるようになります。

＜今年度の教育支援について＞

→（A）特別支援学級・特別支援学校への就学をお考えの方（通常学級か特別支援学級・特別支援学校かで迷われている保護者の方）【「就学相談」の本申込】

就学にあたっては、子ども達一人ひとりが充実した学校生活を送るために、その子にとって、現時点で最も適切な学びの場はどこかを考える必要があります。

就学相談では、心身等の発達の遅れ、何らかの障害があるための特別な教育的ニーズを必要とするお子さまのよりよい就学先についての相談を行います。就学時の学びの場は固定されたものではありません。就学後も相談・支援を継続しますので、転学及び措置変更の必要性が生じた場合にはいつでも相談できます。「就学相談」の申し込みがある場合は、在籍校園所を通じて申し込みください。

特別支援学校や特別支援学級への入学・入級を希望される場合、医療機関の診断や発達検査結果、療育手帳などの客観的な判断材料がある方が望ましいです。客観的な判断材料を元に子ども支援を考えていくことが、今後のより適切な教育的支援につながっていきます。

→（B）通常学級への就学のみを希望するが、支援の引継ぎや学校との面談を希望される方
【「サポートノートによる引継ぎ」もしくは「学校との面談」の申込】
※令和６年度　新小学校１年生、新中学校１年生対象（令和５年度通常学級在籍児童のみ）

障害等に起因すると思われる特性を有し、通常学級において何らかの支援を継続してほしい、入学前に学校側と面談がしたいと言われる場合は、保護者申込用紙と明石市立発達支援センター作成の「サポートノートかけはし」（連絡シートＡ４：２枚。HP よりダウンロード可）を活用し、支援の引継ぎを申し込んだり、学校や教育委員会等と面談を行ったりします。「サポートノートによる引継ぎ」もしくは「学校との面談」の申し込みがある場合は、在籍校園所を通じて申し込みください。

(A)「就学相談本申込」または（B)「サポートノートによる引継ぎ」or「学校との面談」をご希望の方は、８月初旬までに在籍校園所に申し出て、必要に応じてお申込み下さい。

※（A）（B）どちらも教育委員会締切　８月21日

お問い合わせ:明石市教育委員会事務局学校教育課特別支援教育係まで　TEL ９１８－５０５５